

乳児等通園支援事業の認可・確認に係る意見聴取について

1 経緯

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず月一定時間まで保育所等を利用できる新たな通園制度として創設され、令和8年度からすべての自治体で実施することになりました。

芦屋町においても、事業を実施できるよう、令和7年12月に2つの関係条例を制定しました。この条例に基づき、事業を実施する施設の認可・確認を行う必要があります。

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児
就労要件あり	保育所、認定こども園等						小学校
就労要件なし	こども誰でも通園制度 (0歳6か月～満3歳未満)			幼稚園 (満3歳から小学校就学まで)			

3 事業の概要

利用対象者	0歳6か月～満3歳未満で保育所や幼稚園等に通っていないこども (令和7年11月30日現在の町内居住者で80名)
対象者の認定	利用者の申請により、居住市町村が認定
利用時間	月10時間の上限内で、事業所の設定する利用可能枠において自由に利用
利用料	1時間300円(国基準) 徴収は事業所が行い、家庭状況に応じた軽減措置あり
利用方法 (こども誰でも通園制度総合支援システム)	①利用者が町へ利用申請を行う。 ②町が認定し、利用者アカウントを発行する。 ③初回面談の申し込み、面談実施。 ④利用者が利用予約をする。 ⑤登園、利用料の支払い
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、届出保育施設等

4 意見聴取の位置づけ

乳児等通園支援事業の認可・確認を行う場合には、法に基づき「芦屋町子ども・子育て会議」において、事前に意見聴取を行うこととなっています。

今回、申請があった施設については、事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況等について審査を行うことが求められています。

そのため、町が認可・確認を行うことに際して、申請施設の適合状況について、芦屋町子ども・子育て会議の意見聴取を実施するものです。

【認可手続きについて】…事業実施に係る認可

児童福祉法第34条の15第4項の規定により、町長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。

【確認手続きについて】…給付費の支給を受ける者である旨の確認

子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定により、町長は、乳児等通園支援事業の確認上の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。

5 町の審査結果について 【資料5-2】 【資料5-3】

今回の審査は、令和8年度から開始する乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施する施設に対して認可・確認を行うためのものとなっています。

認可・確認を行う際は、法のほか、芦屋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(認可基準)、芦屋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(確認基準)に規定する要件に適合することが求められており、事前に審査を行った結果、これらの要件に適合すると判断いたしました。

また、「芦屋町こども計画」において見込んでいる量の見込み(0・1・2歳児それぞれ1人ずつ)に対して確保すべき受け皿については、申請施設の提供体制で満たしていることを確認しました。